

=====

改訂 中華人民共和国環境保護法が来年1月1日より施行されます！

=====

☆☆☆☆ 通算 第43号 ☆☆☆☆

<中国国務院、エネルギー自給率85%の目標明示>

<%Name%>さん！省エネ・環境のエガちゃんです。

如何お過ごしでしょうか？

中国国務院は、エネルギー自給率を85%にするとの目標を明示いたしました！

この件は、珍しく日本のニュースでもすぐに取り上げられました。

おそらくロイターなどが報じた為に国内ニュースも流れたのだと思われます。

情報元 → [http://www.excite.co.jp/News/chn\\_soc/20141120/Xinhua\\_02064.html](http://www.excite.co.jp/News/chn_soc/20141120/Xinhua_02064.html)

日本のニュースでは簡潔にエネルギー自給率の部分が主に書かれていますが、今回発表された「能源發展展戰略行動計画（2014-2020年）」には、さまざまな戦略が書かれています。

中国政府 HP → [http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/19/content\\_9222.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/19/content_9222.htm)

この行動計画の中では、

「(二) 戰略方針と目標」が記されています。

13次5カ年計画のエネルギー政策として掲げられた「節能優先、立足国内、綠色低炭、創新驅動」の事が詳細に説明されています。

日本語に訳すと、「省エネ優先、国内を重点、グリーン低CO2、イノベーションの驅動」という風になりますでしょうか。

省エネ・環境ウォッチャーを自認する弊社から見ると、この間ずっと中国政府は一つの方針をブレ無く、確実に実施していく流れが感じられます。

日本のニュース報道だけでは分からない点が多くあります。

それは中国の環境・省エネ政策は大きな変革期なのにも関わらず、その情報を専門的に取り上げている日本のメディアがほとんど無いためです。こちらにいてもその分野の専門家の方にはお会いしたことがありません。

何度も申し上げておりますが、「最新の環境・省エネ政策を把握しないまま事業を運営する事」は、今後大きなリスクになることは間違いないでしょう。

また、国家發展和改革委員会の解振華副主任が11月15日に行われたフォーラムで、省エネ排出源削減・低炭素社会發展のため、8つの方面に着手すると発表をしています。

情報元 URL → [http://www.gov.cn/xinwen/2014-11/15/content\\_2779332.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2014-11/15/content_2779332.htm)

ちょっと長くなりますが、<%Name%>さんの事業所にも重要と思いますので是非参考になさってください。

一つ目には省エネ環境保護産業の發展が書かれています。

以前よりお伝えしています通りに、「中国では省エネ環境保護産業を巨大な産業へと發展させる」事に最も力を注いでいます。

四つ目には、重点地区が書かれています。

「京津冀、長三角、珠三角等重点地区的節能减排」と書かれており、北京、天津、河北の一部地域を含む京津冀、上海、江蘇省、浙江省の長三角、广州、深圳、佛山、東莞、中山、珠海、惠州、江門、肇慶の珠三角が省エネ排出源削減の重点地区となっています。

五つ目には、“大気十条”、“水十条”、“土十条”の事が書かれています。既に昨年9月10日に発布されています。《大気汚染防治行動計画》、今年中にも発布される事になっています。《水汚染防治行動計画》と《土壌汚染防治行動計画》など、注視する必要があります。

昨年9月10日に発布されました《大気汚染防治行動計画》については、日本の環境省が日本語訳を公開しておりますので、そちらをご確認下さい。

中国「大気汚染防止行動計画」

→ <http://www.env.go.jp/air/osen/pm/conf/conf01-06/ref03.pdf>

七つ目には、責任について書かれています。最近発布の関連通知と同様に、「問責制和終身追究制」と書かれています。担当役人などが問題を放置していた場合、部門が変わっても一生責任を負うという意味です。

この責任部分の強化により、法の執行制度が厳しくなっています。

省エネ関連も同様ですが、今までは役所の人と関係が良いからと安心していた企業等も、聖域なき取り締まりを受けています。所謂これまでの慣例は通じないと言う時代になったことを意味しています。習近平政権の大きな改革の一つです。

進出企業様におかれてはコンプライアンス重視の視点で、法に則して事業を行う必要性が高まってきたと言えるでしょう。

<Name%>さん、もし省エネ・環境改善でお困りの際には何なりとご相談下さい。お待ち申し上げます。

■ 参考までに

11月20日にエイジウム研究所より本件のニュースが流れております。

中国が8つの側面から省エネ・排出削減・低炭素を加速へ (14/11/17)

情報元 → [http://asi.am.co.jp/news\\_env.php?topic=016125](http://asi.am.co.jp/news_env.php?topic=016125)

以下、8つの日本語記載です。

- (1) 産業化構造の最適化。過剰生産能力の解消、老朽化生産能力の淘汰、サービス業の発展、省エネ・環境保護産業の発展加速。
- (2) エネルギー生産並びに消費方式の変革。炭素排出総量とエネルギー消費総量の研究と確定、総量と強度（対GDP比）の二重の規制、クリーン・エネルギーと再生可能エネルギーの発展、クリーン・コールの利用推進。
- (3) 循環経済の発展、資源の総合利用とクリーン生産の推進。
- (4) 重点企業、重点分野、重点地区における企業の省エネ・排出削減行動の展開。工業、建設、交通等における省エネ・排出削減の強化、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタなど重点地区における省エネ・排出削減の取り組み。
- (5) 環境汚染管理。「大気10カ条」の実施、大気汚染管理の強化、「水10カ条」と「土10カ条」の制定、水質環境の改善、汚染源防止の強化。
- (6) 気候変動への積極的対応。温暖化ガスの排出抑制、気候変動対策目標の達成確保、気候変動をめぐる国際交渉の推進と建設的役割の発揮。
- (7) 目標責任制の強化。エネルギー消費総量の抑制、資源消費の削減、環境被害の軽減、炭素排出強度の引き下げ、生態収益の向上を経済社会発展の総合評価指標体系に盛り込む。厳正な責任制を実施し、考課結果を社会に公表する。
- (8) 政策システムの完備。省エネ評価審査等の制度の具体化、炭素排出権、省エネ量、汚染排出権等の市場化システムの整備。価格、財政、租税、金融等の政策面によるインセンティブ効果の発揮。各種基金を省エネ・排出削減や低炭素発展に誘導。